

河内小学校いじめ防止基本方針



令和4年4月

白山市立河内小学校

目 次

はじめに

いじめの定義

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの理解
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見
- (4) いじめへの対処
- (5) 地域や家庭との連携
- (6) 関係機関との連携

2 いじめの防止等のための対策

(1) 河内小学校が実施する施策

- ① 道徳教育及び体験活動の充実
- ② 児童主体的な取り組みの推進
- ③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進
- ④ 毎月のいじめアンケートの実施
- ⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備
- ⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実
- ⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施
- ⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの支援体制

(2) いじめ問題対策チームの設置・学校いじめ防止基本方針の策定

(3) 重大事態（法第28条）への対処

- ① 重大事態の報告
- ② 市教委又は学校による調査
- ③ 調査結果の報告
- ④ その他の留意事項

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- (1) 基本方針策定の見直し
- (2) 市内各校のいじめ防止基本方針の公表
- (3) いじめ防止に向けた年間計画

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

河内小学校いじめ防止基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の趣旨に基づき、また、白山市子どもの権利に関する条例に掲げている「安心して生きる権利」「守られる権利」「よりよく育つ権利」「参加する権利」を尊重し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起きたときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導

等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしからかい、悪口・脅し文句、嫌なことを言われる、軽いぶつかり
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「聴衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの未然防止

○ 授業や行事で自己肯定感を感じさせる

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(3) いじめの早期発見

- 軽微だと思われる事案も積極的に認知し、解決に向けて対応する
- 本人・保護者による発見のきっかけを見逃さない

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付くにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(4) いじめへの対処

- 謝罪をゴールとしない

- いじめに関わる行為が止んだ状態で最低3ヶ月継続することを目安に

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておくことが必要である。

2 いじめの防止等のための対策

(1) 河内小学校が実施する施策

河内小学校は、いじめの防止等のため、河内小学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委との適切な連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

① 道徳教育及び体験活動等の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 児童の主体的な取り組みの推進

児童が学級活動や児童会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実を図る。

③ 児童及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

児童及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実を図る。

④ 毎月のいじめアンケートの実施と面談の実施

オープンハートアンケート（アンケート結果は卒業まで保管する）

いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する。また、合わせて定期的に面談を実施する。

⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備

児童・保護者からの相談を受ける体制の充実を図り、教職員との協力体制の整備も図る。

⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。

⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

児童及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑧ いじめ問題対策チームの常設・いじめ対応アドバイザーとの協力体制整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

(2) いじめ問題対策チームの設置・学校いじめ防止基本方針の策定

①対策チームの設置

- ・ 学校は、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする（法第22条）。
- ・ 市教委又は学校は、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに市教委又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う（法第28条）。

【河内小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

- ・ 河内小学校いじめ対策組織は、学校の管理職、教務主任、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から学校の実情に応じて決定するとともに、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加したり、児童に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、目的を十分に果たせるような人員配置とする。
- ・ 可能な限り、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、いじめ対応アドバイザー、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選となるよう努める。
- ・ 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てを行う。

【学校いじめ対策組織の役割】

ア. 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ. 早期発見・事案対処

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

3 重大事態（法第28条）への対処

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、もしくは児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、市教委を通じて市長へ事態発生について報告する。

(2) 市教委又は学校による調査

- ① 市教委又は学校は、法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するために、速やかに、市教委又は学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に実施する。
- ② 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したとして報告・調査等に当たる。

ア. いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ. いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

(3) 調査結果の報告

- ① 調査結果は市教委を通じて市長に報告する。
- ② 事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 河内小学校の基本方針策定の見直し

河内小学校は、市教委の方針に準じ、基本方針の見直しをおこなう。

(2) いじめ防止基本方針の公表

河内小学校は、市教委方針に基づき「河内小学校いじめ防止基本方針」を策定しホームページや学校通信を活用し、その内容の公表周知を図る。

(3) いじめ防止に向けた年間計画

月	取組内容
4	・「学校いじめ防止基本方針」の確認 ・「いじめ問題対応組織」「いじめ防止に向けて」の確認 ・児童理解の会（前年度の実態確認） ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施
5	・児童理解の会（4月オープンハートアンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童面談（スクールカウンセラー）の実施①
6	・いじめ対応研修①（いじめ対応アドバイザー招聘） ・児童理解の会（5月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童面談（スクールカウンセラー）の実施②
7	・児童理解の会（6月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・1学期個人懇談会（児童対象）の実施
8	・児童理解の会（7月アンケート結果等）の実施
9	・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童面談（スクールカウンセラー）の実施③
10	・児童理解の会（9月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童面談（スクールカウンセラー）の実施④
11	・いじめ対応研修②（いじめ対応アドバイザー招聘） ・児童理解の会（10月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施
12	・児童理解の会（11月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・2学期個人懇談会（児童対象）の実施
1	・認め合いの活動の推進 ・児童理解の会（12月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施 ・児童面談（スクールカウンセラー）の実施⑤
2	・児童理解の会（1月アンケート結果等）の実施 ・いじめ対応研修③（いじめ対応アドバイザー招聘）
3	・児童理解の会（2月アンケート結果等）の実施 ・いじめアンケート（オープンハートアンケート）の実施